

生	00	01	1年
(令和6年3月末まで保存)			

生 企 第 2 7 0 号  
令 和 5 年 2 月 1 4 日

各 警 察 署 長 殿

生 活 安 全 部 長

いじめ問題への的確な対応に向けた学校との連携等の徹底に関する留意事項について

この度、文部科学省から、別添のとおり、「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について」（令和5年2月7日付け文部科学省初等中等教育局長通知。以下「通知」という。）が発出された。

通知においては、犯罪に相当する事案を含むいじめ対応における警察との連携の徹底など、関係機関との連携強化などが示されており、学校と警察との連携については、

- 重大ないじめ事案や犯罪行為として取り扱われるべき事案等について、警察は、一義的には教育現場における対応を尊重しつつも、必要な対応をとっていることも踏まえ、学校は、直ちに警察に相談又は通報し、適切に援助を求めなければならないこと【通知1. (1)関係】
- 近年、インターネット上のいじめが増加しており、なかでも、児童ポルノ関連事犯は被害拡大防止のため、直ちに警察に相談等を行い、連携して対応すること【同上】
- 通知別添資料1に例示されないものや、犯罪に当たらないものでも、重大な被害が現に生じている、又は重大な被害に発展するおそれがある場合は、警察による注意・説諭も期待できるので、積極的に相談すべきこと【同上】
- 学校と警察署等と個別事案に係る日常的な情報共有等ができるよう、いじめの情報共有等に係る協定等の締結や見直し、学校・警察連絡員の指定、学校警察連絡協議会等の活用、スクールサポーター制度の積極的な受入れを推進すべきこと【通知1. (2)関係】

等が周知されている。

各警察署においては、通知で示された学校と警察との連携すべき事項については、従前から「学校におけるいじめ問題への的確な対応について」（平成31年4月24日付け少安第37号）により行ってきたところ、今後も学校と連携し、積極的な対応を推進されたい。

担当 生活安全企画課少年対策係